

農業委員会出席者名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 多惠子	
欠	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
出	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆき彖	
出	委 員	井 戸 田幸夫	
出	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
出	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
出	委 員	伊 藤 宗 雄	
出	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
会長	1. 平成22年8月20日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。
	2. 出席・欠席委員は別紙のとおり
	3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 鷲野 継久
	4. 協議事項は、次のとおりである。
	議案第16号 農地法第3条関係 2件
	議案第17号 農地法第5条関係 5件
	決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 3件
	専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 8件
	専決報告 農地法第4条第1項第7号による届出 1件
	専決報告 農地法第4条第1項第8号の確認願 2件
	専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1件
	専決報告 現況証明願 2件
	報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書 4件
	開 会（午前8時56分）
	会長あいさつ
	本日の出席者数は36名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。
	審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。
	議席番号16番 横井 博昭 委員、 議席番号17番 立松 春雄 委員を指名します。
	それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。
	議案第16号 農地法第3条関係 2件
議案第17号 農地法第5条関係 5件	
決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 3件	
専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 8件	
専決報告 農地法第4条第1項第7号による届出 1件	
専決報告 農地法第4条第1項第8号の確認願 2件	
専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1件	
専決報告 現況証明願 2件	

会長	<p>報 告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書 4 件</p> <p>事務局から議案第 1 6 号 農地法第 3 条関係 2 件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地法第 3 条関係 1 番 ~ 2 番説明)</p>
会長	<p>只今、議案第 1 6 号について説明をさせて頂きました、何かご質問ございますか。 宜しいですか。 それでは議案第 1 6 号 農地法第 3 条関係 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。 どうも有り難うございました。 全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>続いて、事務局から議案第 1 7 号 農地法第 5 条関係 5 件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地法第 5 条関係 1 番 ~ 5 番を説明)</p>
会長	<p>只今、議案第 1 7 号 5 件について事務局より説明をさせていただきました、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
委員	<p>2 番の案件で 1 日の事ですが、非常に何となく不自然に感じるのですが、1 日の事であれば 2 0 日でも何となくクリアーが出来る感じがするのですが、実質、南部水道企業団で一部事務組合、愛西市が絡んでおりますので、ある程度、その辺の事に付いては 1 日でも何とか成らなかったのかと、そんな気がするのですが、実質 1 9 日だから一応これ(始末書)を出す、現場としてはその前からかなり現状は変わっていると言う事ですか。</p>
事務局	<p>現場はまだ農地のままです。</p>
委員	<p>現状が農地のままであれば一時転用の関係は 2 0 日からでも良かったのでは。</p>
事務局	<p>県の許可が一ヶ月程かかるのかと言うところで、又、工事の内容的な事もあり、この様な日付になりましたので、事前に掛かると言う事であれば、私共としましては始末書添付を義務付けておりますので、添付して下さいとその様にお話をさせていただきました。</p>
委員	<p>非常に不自然を感じたのですが。</p>
事務局	<p>2 回、3 回と現場を見させていただいて、まだ手付かずで御座います。</p>

委員	<p>先ほども言った様に、一時転用の始末書添付で、通常の工場だとか企業体であれば良いが、南部水道企業団は一部事務組合で愛西市も絡んでいますので、そう簡単に始末書添付です、そうですかと言う風に流すのはどうかなと思います、お聞きしました。</p>
会長	<p>公共と言う事で信用度が高い、これからは気を付けて対応させていただきます。他宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第17号 農地法第5条関係 5件について賛成の方は挙手をお願いします。有り難うございました。</p> <p>全員賛成と言う事で、県の方へ進達する事に決定させていただきます。</p> <p>決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 3件、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 1番～3番説明)</p>
会長	<p>決定第6号について何かご質問ございますか。</p>
委員	<p>農地利用集積につきまして、2～3お尋ねをさせていただきます。</p> <p>今回の議案番号1・2を中心にお尋ねをする訳です、この農地利用集積につきましては関係者三者、土地所有者、中間斡旋者、そしてオペレーターと言う様な形で契約がされていると思いますが、私は契約内容そのものが分かりませんのでお尋ねする訳ですが、例えばですね、地区の全体の農地を適正に管理するに於いての問題点として、パイプラインの管理、土手の草刈、それから水路の共同作業が各地区で行われている訳ですが、この三者の内、どなたがですね、耕作権というのは大げさになりますが、窓口というのはどの様な形で契約が結ばれているのかお尋ねをする訳です。それと、今回の申請地、七草平等は関西線の北側の位置ですが、元々農業専用道路が非常に狭くて、通常この辺の圃場を結ぶ道路としては狭く、通常の維持管理そのものに付きましても苦労している状況であります、今回この6筆を移動する事によって農業大型機械が入った場合、周囲の状況を道路を中心として非常に心配している訳ですが、そういう事を考えながら集積計画というのは、例えばこれは農協さんが中心だと思いたいますが、おやりになって見えるのでしょうか、農業専用道路を管理している地区の農業団体等に事前協議もありませんので、いきなりこの様に書類的整理であればやむ終えないが、今後、農地利用集積は増えると思いたいますが、たまたま今の七草平地区は道路事情が非常に悪い訳で、ですからここ10年間大型農業機械が移動する事によって、地元の方に今後負担を掛かるのではないかという感じがするのですが、そういった事も農業委員会として、やはりしっかりと規定などまではいかないが、やはり適正な農業経営を皆が出来るような方向性というのは、僕は必要ではないかと思うのですが、事務局さんもこの様</p>

委員	な利用集積の業者を決める場合に、あるいは農協さんに規定があってオペレーターを探しておられるのか、そういった事をご存知でしたら教えて下さい。
事務局	一点目のパイプライン・草刈等の維持管理につきましては、目的物の修繕は農地所有者が行う、但し、緊急を要する時、その他農地所有者において修繕することが出来ない場合、農地所有者の同意が有った場合は借主に修繕させる事が出来るとなっております。
委員	草刈等は農地所有者が行うという事ですか。
事務局	基本は農地所有者が行う、但し、緊急性が有る場合は借主が行うとなっております。
委員	この場合、所有者がおやりになるのですね。
事務局	そう言った事です。契約の内容は。
委員	分かりました。
会長	宜しいですか。
委員	2番目の周囲の状況を。
事務局	申請書には書いてございませんが、当然、周囲に迷惑が掛からないように農作業の方は進めて頂けると信じておりますし、その様に指導は私共からさせていただきますのは可能でございますので、それで宜しいでしょうか。
委員	当然請負者は承知の上だと思いますが、現地を1筆1筆確認しながら、管内を農業用機械が走り回る訳ですから、要するに狭い道路であれば、測ってきましたら1m50cm前後で、大型が1m80cmぐらいあります、そうすると移動する事が困難ではないかなと感じがしますので、請負った方が周囲の状況を勘案しながら、道路が破損しないような指導をして頂きたい。当然、常識の範囲内で文書がありましたらしっかりと結んで頂きたい感じが致します。
事務局	分かりました。
会長	他宜しいでしょうか。それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、3件の質疑に移ります。全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、異議なしと認められますので市へ答申することに決定いたします。

<p>会長</p>	<p>続きまして、事務局から、</p> <table border="0"> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第7号による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第8号の確認願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第18条第6項の規定による通知書</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>の説明をお願いします</p>	専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	8件	専決報告	農地法第4条第1項第7号による届出	1件	専決報告	農地法第4条第1項第8号の確認願	2件	専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件	専決報告	現況証明願	2件	報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	8件																	
専決報告	農地法第4条第1項第7号による届出	1件																	
専決報告	農地法第4条第1項第8号の確認願	2件																	
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件																	
専決報告	現況証明願	2件																	
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件																	
<p>事務局</p>	<p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から8番説明) (専決報告、農地法第4条第1項第7号による届出 1番を説明) (専決報告 農地法第4条第1項第8号の確認願 1番から2番説明) (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番を説明) (専決報告 現況証明願 1番から2番説明) (報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から4番説明)</p>																		
<p>会長</p>	<p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は、挙手をお願いします。 有り難う御座いました、全員賛成ですので、可決承認をいただきました。 これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午前9時32分)</p> <p>平成22年8月20日</p> <p>会 長 日 永 熙</p> <p>議事録署名者 議席番号16番委員 横 井 博 昭</p> <p>議事録署名者 議席番号17番委員 立 松 春 雄</p>																		

<p>会長</p>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐織地区 農地パトロール報告
<p>祖父江委員</p>	<p>・(平成22年7月26日実施 佐織地区農地パトロールについて報告)</p>
<p>事務局</p>	<p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今月の農地パトロール 8月25日(水)佐屋地区開催 午後1時30分 市役所 第4会議室に集合 ・ 次回農地パトロール立田地区 9月24日(金)予定しております。 ・ ・ 次回農業委員会 9月21日(火)午前9時 立田庁舎3階第一会議室 ・ 農業委員会委員研修会について(資料は議案に同封) 9月1日(水) 午後1時30分より午後4時15分まで 稲沢市民会館 大ホール <u>集合出発時間 立田庁舎に12時30分前には集合願います。</u> 欠席連絡は8月31日までに事務局へ必ず連絡をお願いします。 当日の予定上、集合時間には出発をさせていただきます。 ・ 「農業委員会だより」の編集委員会を委員会終了後、この場で開催しますので編集委員の方は宜しくをお願いします。
